

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## — 平成22年度・23年度の保険料率が変わります —

加入者(被保険者)の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっています。  
平成22・23年度の新しい保険料率を、お知らせします。

**均等割**  
(加入者が等しく負担)

平成20年度・21年度  
(年間) 43,143円



平成22年度・23年度  
(年間) 44,192円  
【1,049円増】

**所得割**  
(加入者の所得に応じて負担)

平成20年度・21年度  
9.63%



平成22年度・23年度  
10.28%  
【0.65ポイント増】

### 保険料の計算方法(平成22年度)

保険料は、全ての加入者(被保険者)の方にかかります。

保険料額は、加入者(被保険者)が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

世帯主や加入者(被保険者)の所得に応じて、保険料の軽減があります。

**均等割**

【1人当たりの額】  
44,192円

+

**所得割**

【本人の所得に応じた額】  
(平成21年の所得－33万円) × 10.28%

=

**1年間の保険料**

(100円未満切捨て)  
(限度額50万円)

※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、6(7)月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

### 保険料の軽減について

①均等割の軽減 — 所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減となります —

(軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成21年度		平成22年度	比較
	軽減割合	軽減後均等割額	軽減後均等割額	
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,628円	328円増
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) ●単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	21,571円	22,096円	525円増
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	35,353円	839円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

②所得割の軽減 — 加入者個人の所得で判定します —

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

例：年金収入180万円の場合

・軽減判定⇒180万円－120万円(公的年金等控除)－33万円(基礎控除)＝27万円<軽減に該当>

・所得割⇒27万円×10.28%×5割＝13,878円<年間保険料のうち所得割額分>

③被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減されます。

●問い合わせ先●

保健福祉課介護医療係 ☎52 - 2211 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011 - 290 - 5601